

国民健康保険・国民年金のお知らせ

申請
問合せ

▶国民健康保険に関して

国保年金課国保資格係（区役所1階）☎内線2375

▶高額療養費に関して

国保年金課保険給付係（区役所1階）☎内線2383

▶介護保険に関して

介護保険課資格保険料係（区役所2階）☎内線2441

▶国民年金に関して

国保年金課国民年金係（区役所1階）☎内線2411

国民健康保険

納入通知書は6月中旬に送付します

令和元年度の国民健康保険料は、平成30年中の所得を基に年間の保険料を計算し、6月中旬に送付します。

- 普通徴収（口座振替または納付書による納付）の方
- ▶口座振替日(1回目)

7月1日(月)

▶納付書による納付

下記のいずれかで納付してください。

▶1か月ごと(6月～令和2年3月)の納付書

▶1年分(一括)の納付書

- 特別徴収（年金から差し引いて納付）の方
- 2月の保険料と同額が仮徴収（4月・6月・8月）の納付額となります。10月以降の保険料は、年間保険料額から、4月・6月・8月に仮徴収した額を差し引いた残りを、3回（10月・12月、令和2年2月）でお支払いください。

保険料を決定するため、所得の申告が必要です

平成30年中に収入が無い方は、保険料の均等割額が軽減されることがあります。国民健康保険に加入していない世帯主の方も申告してください。ただし、次に該当する方は必要ありません。

- ▶確定申告や住民税等の申告をした
- ▶給与から住民税を差し引かれている
- ▶年金収入のみで、年金機構等から年金の源泉徴収票が送られた
- ▶税法上の被扶養者となっている

医療費が高額になったときは

- 高額療養費の申請を
- 同じ人が、同じ月内に支払った医療費の一部負担金のうち、自己負担限度額を超えた金額を高額療養費として支給します。
- 支給該当者（世帯主）には診療月の3か月目以降に申請書を送付しますので、申請してください。
- また、適用区分により、同じ人が外来受診で1年間に支払った医療費の一部負担金のうち、年間上限額を超えた金額についても高額療養費として申請書を送付します。
- 申請に必要なもの

送付した申請書、本人確認書類、世帯主の預金通帳等
※医療機関等の領収書が必要な場合があります

- 高額な医療費の負担を軽減します
- 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示すると、保険診療分の一部負担金の支払いが高額療養費自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」の交付は申請が必要です。
- 現在、限度額適用認定証をお持ちの方の有効期限は7月31日(火)までです。引き続き、必要な方は更新の手続きをお願いします。受付は7月2日(火)からです。

申請に必要なもの

国民健康保険証、本人確認書類、申請者のマイナンバーがわかるもの（同一世帯の方が来庁される場合）

※国民健康保険料の未納があると交付できません

※高齢受給者証をお持ちの方は、適用区分により、「限度額適用認定証」が必要ない場合があります

※認定証の発効期日は申請月の初日です

※認定証を医療機関に提示しないと適用されません

※非課税世帯の方は入院日数が直近1年のうち90日を超える場合、適用区分により食費が更に軽減される場合がありますので、入院日数が確認できるもの（領収書等）をお持ちください

※世帯の中に住民税の未申告者がいる方は最上位の適用区分となります

減額・免除申請ができます

非自発的な理由で失業した方は国民健康保険料の軽減申請を

企業の人員整理や倒産による解雇等、非自発的な理由による失業で、国民健康保険に加入された方は、保険料が軽減されます。本人または世帯主が雇用保険受給資格者証を持参して申請してください。

対象	失業時に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等による離職）または特定理由離職者（雇い止め等による離職）として失業給付を受ける方
軽減期間	離職日の翌日の属する月からその翌年度末 ※詳細は、お問い合わせください

保険料を納められなくなった方は国民健康保険料・介護保険料の減額・免除申請を

災害等で重大な損害や事業の休・廃止または失業、長期入院等で収入が著しく減少し、保険料を納められなくなったときは、申請があった月以降の保険料を一定期間、減額または免除する制度があります。収入状況が確認できる書類等を持参して申請してください。

国民年金

令和元年度分の国民年金保険料の免除申請の受付が始まります

国民年金保険料の納付が困難なときは、申請により承認されると保険料の支払いが免除される制度があります。

7月1日(月)から、全額免除制度・一部免除制度、納付猶予制度について、令和元年度分（7月分～令和2年6月分）の申請の受付が始まります。

免除の対象となる方には、前年所得が基準額以下である場合等の条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

広告

お客様の未来をサポート

～お気軽にご相談ください～

相続

遺言

税務一般

税理士法人

行政書士法人

日暮里総合事務所

税理士・司法書士・行政書士のプロ集団が総合力で対応します。

日暮里総合事務所

検索

☎03-5811-4011

荒川区西日暮里2-20-1ステーションポートタワー 306 (JR日暮里駅北口徒歩1分)

初回相談無料

介護用品販売・レンタル 荒川区おむつ券取扱店

ケア・フレンド

親切・丁寧・迅速を心掛け介護の悩みにお応え致します

荒川区東尾久3-4-5 ☎03-3809-2714

高齢者向け配食は「まごころ弁当／王子荒川店」へ

1食から送料無料で配達！

●小町……………410円

●普通食おかず……510円

●カロリー調整食…700円

●低たんぱく食……750円

●ムース食…………630円

お気軽にお問合せ下さい。☎03-5692-4016 (金額は全て税込み)